

入会の基準並びに入会金及び会費に関する規則

制定 令和4年5月12日（総会）

改正 令和5年6月13日（総会）

第1章 目的

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人日本下水サーベイランス協会定款第6条に基づく入会の基準並びに第8条の規定に基づく入会金及び会費に関する基本的事項を定める。

第2章 入会の基準

（入会基準）

第2条 会員の入会については、次の会員区分ごとに定める基準に基づき理事会の審査により、その可否を決定する。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同する法人で、正会員2社の推薦がある法人
- (2) 賛助会員 この協会の目的に賛同し、この協会の事業を賛助するために入会を希望する法人又は団体
- (3) 特別会員 この協会の目的に賛同し、学識経験等下水サーベイランスについての知見を有する者

第3章 入会金及び会費

（入会金）

第3条 正会員、賛助会員及び特別会員になろうとする者は、入会承認の決定を受けた日から30日以内に、次に定める入会金及び次条に定める会費の初年度分を納入するものとする。

- (1) 正会員 300,000円
- (2) 賛助会員 100,000円
- (3) 特別会員 0円

（会費）

第4条 会員は次の会員区分により会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 300,000円
- (2) 賛助会員 100,000円
- (3) 特別会員 0円

2 会費は、毎年5月末日までに納入するものとする。ただし、会員が希望するときは、当初の納入期限までに申し出て、前期及び後期に分割し、前期分は5月末日までに、後期分は10月末日までに納入することができるものとする。

3 年度途中で入会した場合の会費は、理事会が入会承認をした日の属する月から月割りで計算した額を納入する。

（入会金及び会費の返還）

第5条 会員がその資格を喪失したときは理由の如何を問わず、納付された入会金及び会費は返還しない。

附 則

- 1 この規則は、令和5年6月13日から施行する。